

印旛利根川水防事務組合条例の形式を左横書きに改正する条例

昭和60年2月13日

印利水条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例施行の際現に公布されている印旛利根川水防事務組合条例の形式を左横書きに改正することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 印旛利根川水防事務組合条例の形式を左横書きに改正することについては、条例等により特別な定めがあるものを除くほか、栄町条例の形式を左横書きに改正する条例（昭和55年栄町条例第45号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。